



定額給付金の申請は お済みですか？

現在、定額給付金の申請受付を行っております。まだ、申請がお済みでない方は、早めに申請されますようお願いいたします。

▶申請方法

郵送（返送）で申請する場合

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、返信用封筒により申請してください。

窓口で申請する場合

申請書、受取口座の通帳の写し、印鑑を持参してください。（通帳の写しは窓口でもコピーできます。）

▶申請窓口 役場2階 第4会議室

▶受付時間 午前9時～午後5時

▶申請期限 9月30日(水)

※申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退したものとみなされますのでご注意ください。

▶お問い合わせ 定額給付金担当 ☎33-0360

第5回 棚倉平和のための戦争展

太平洋戦争中、石川町で原子爆弾製造のためウラン鉱石を採掘していました。当時の写真、資料、体験談などで真相に迫ります。

希望者にはウラン鉱石採掘現場もご案内します。

▶開催期間 8月9日(日)～12日(水)

▶会場 棚倉中央公民館

▶入場料 無料

▶内容 戦時中の軍服、持ち物、写真等展示

※太平洋戦争を中心に当時の写真、戦地からの手紙等ありましたら、展示しますのでお借りしたいと思います。また、戦争体験をお話したい方も募集しますので、ご連絡ください。

▶主催 棚倉平和のための戦争展実行委員会

▶後援 棚倉町教育委員会

▶お問い合わせ 衣山 武秀 ☎33-4422

高野投票所の場所が変わります

次回の衆議院議員総選挙から段差解消等の投票所環境向上のため、高野投票所の場所を高野小学校屋内運動場から棚倉町公民館高野分館(強梨生活改善センター)に変更しますので、お間違いにならないようご注意願います。

<変更前>

高野小学校屋内運動場→棚倉町公民館高野分館
(強梨生活改善センター)

<変更後>

▶お問い合わせ 選挙管理委員会 ☎33-2111

赤館公園記念樹寄贈の 募集について

赤館公園の伐採跡地に花木の植栽を行います。記念樹(誕生、入学、卒業、就職、結婚、厄払い等)の寄贈植栽を受付しますので、下記までお申込みください。植栽は、観光協会赤館支部及び財団法人新町組で行います。

また、植栽の募金も1口3,000円から受け付けておりますので、記念樹の寄贈とあわせてご協力をお願いいたします。

▶お問い合わせ

観光協会赤館支部 ☎33-3358

財団法人新町組 ☎090-8252-6433

第12回福島県市町村対抗 ゴルフ大会のお知らせ

▶開催日 9月10日(木)

▶場所 白河国際カントリークラブ

▶主催 福島県ゴルフ連盟

▶チーム編成 1チーム3名

(棚倉町は2チームまで参加可)

▶申込締切日 8月7日(金)

▶その他 参加資格、申込用紙、参加料等についてはお問い合わせ下さい。

▶申込み・お問い合わせ 町総合体育館 ☎33-3160

平成21年度 福島県狩猟免許試験のご案内

▶試験期日・会場

	試験期日	試験会場
第1回	8月31日(月)	郡山市労働福祉会館(郡山市虎丸町7-7)
第2回	10月4日(日)	
第3回	平成22年2月21日(日)	

▶申込受付期間

	受付期間
第1回	6月29日(月)~7月31日(金)
第2回	8月3日(月)~9月4日(金)
第3回	12月21日(月)~平成22年1月22日(金)

▶お問い合わせ

県南地方振興局県民生活課 ☎0248-23-1548

8月の各種相談のご案内

心配ごと相談

	民生委員	弁護士
開催日	毎週月曜日	20日(休)
時間	午前9時~正午	午前10時~午後3時
場所	保健福祉センター	相談室
お問い合わせ	町社会福祉協議会	☎33-2623

心の健康相談

開催日	4日(火)
時間	午後1時30分~3時
場所	県南保健福祉事務所
お問い合わせ	県南保健福祉事務所 障がい者支援チーム ☎0248-22-5649

6月の町内交通事故発生状況

区分	今年	昨年	増減
件数	5	4	1
死者	0	0	0
負傷者	7	4	3

6月の町内街頭犯罪発生状況

対象犯罪	今年	昨年	増減
空き巣	0	0	0
忍び込み	0	0	0
車上ねらい	0	0	0
自動販売機ねらい	2	0	2
自動車盗	0	0	0
オートバイ盗	0	0	0
自転車盗	2	3	▲1
計	4	3	1

棚倉警察署調

認定長期優良住宅に係る 固定資産税の減額について

平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置が創設されました。

▶減額の要件

1. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性等の住宅性能が一定基準を満たすものとして認定を受けた住宅であること。(着工前に申請が必要)
2. 1の認定を受け、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された住宅であること。
3. 専用住宅や併用住宅であること。(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限る。)
4. 居住部分の床面積
(1)専用住宅・併用住宅 50㎡以上280㎡以下
(2)賃貸住宅(アパート) 40㎡以上280㎡以下

▶減額の内容

1. 減額範囲
(1)120㎡相当分までの固定資産税が2分の1減額
2. 減額期間
(1)一般の住宅 新築後5年間
(2)3階建以上の耐火住宅等 新築後7年間
※現行の新築住宅の減額と同時に受けることは出来ません。

▶申告方法

新築した年の翌年1月31日までに下記の必要書類を添えて税務課に申告してください。

- (1)認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書
- (2)長期優良住宅の認定通知書等の写し

〈長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第6条、第9条又は第13号に規定する通知書の写し〉

※(2)の様式については、県南建設事務所建築住宅部(☎0248-23-1636)までお問い合わせください。

▶お問い合わせ

税務課 固定資産税係 ☎33-2118